

公舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第3号

公舎等管理規則の一部を改正する規則

公舎等管理規則（昭和39年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において「公舎等」とは、<u>職員等</u>の住居の用に供し、又は供すると決定した建物及びその附属物であつて、庁舎と一体をなしているもの以外のものをいう。</p> <p>(公舎等の区分) 第3条 略 (1) 略 (2) 職員住宅 前号に定める<u>者以外の者</u>の用に供する公舎等</p> <p>(職員住宅を使用できる者) 第4条 職員住宅は、次の各号のいずれかに該当すると認められる<u>者</u>に使用させる。 (1)～(8) 略</p> <p>(公舎等の明渡し) 第15条 略 (1) <u>職員等</u>でなくなったとき。 (2)～(4) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において「公舎等」とは、<u>職員</u>の住居の用に供し、又は供すると決定した建物及びその附属物であつて、庁舎と一体をなしているもの以外のものをいう。</p> <p>(公舎等の区分) 第3条 公舎等は、次の各号に区分する。 (1) 略 (2) 職員住宅 前号に定める<u>職員以外のもの</u>の用に供する公舎等</p> <p>(職員住宅を使用できる者) 第4条 職員住宅は、次の各号のいずれかに該当すると認められる<u>職員</u>に使用させる。 (1)～(8) 略</p> <p>(公舎等の明渡し) 第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、30日以内（知事が別に定めたときは、その期間内）にその使用に係る公舎等を明け渡さなければならない。 (1) <u>職員</u>でなくなったとき。 (2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。